

分譲マンション耐震アドバイザー派遣制度

制度の概要

市内に存する分譲マンションの管理組合等に対し、分譲マンション耐震アドバイザーを派遣し、分譲マンションの耐震診断、耐震改修等に関する相談、説明等を行います。

対象マンション

昭和 56 年5月 31 日以前に建築された市内に存する2以上の区分所有者を有する階数が3階以上（地階を除く）の耐火建築物又は準耐火建築物です。

※東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進する条例に規定する「特定沿道建築物」に該当する場合は対象外となります。

対象者

以下のいずれかに該当する方が対象となります。

- (1) 分譲マンションの管理を行う組合又は法人
- (2) 組合又は法人が組織されていない分譲マンションで、当該分譲マンションの区分所有者で構成する任意の団体の代表者で市長が特に認める者

相談内容

派遣する分譲マンション耐震アドバイザーは、次に掲げる内容について相談・助言を行います。

- (1) 耐震診断・耐震改修に係る区分所有間の合意形成に必要な助言及び指導に関すること。
- (2) 耐震診断及び耐震改修の必要性や改修に至るまでの取組み方法に対する説明や相談に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの。

派遣回数と費用

アドバイザーの派遣の回数は、同一の分譲マンションについて、1年度につき合計3回を限度（ただし1回の派遣ごとに派遣申請が必要です。）とし、派遣に係る費用は、無料です。

耐震アドバイザー

相談内容に応じ、以下のアドバイザー機関が選任した耐震アドバイザーを1回につき2名派遣します。

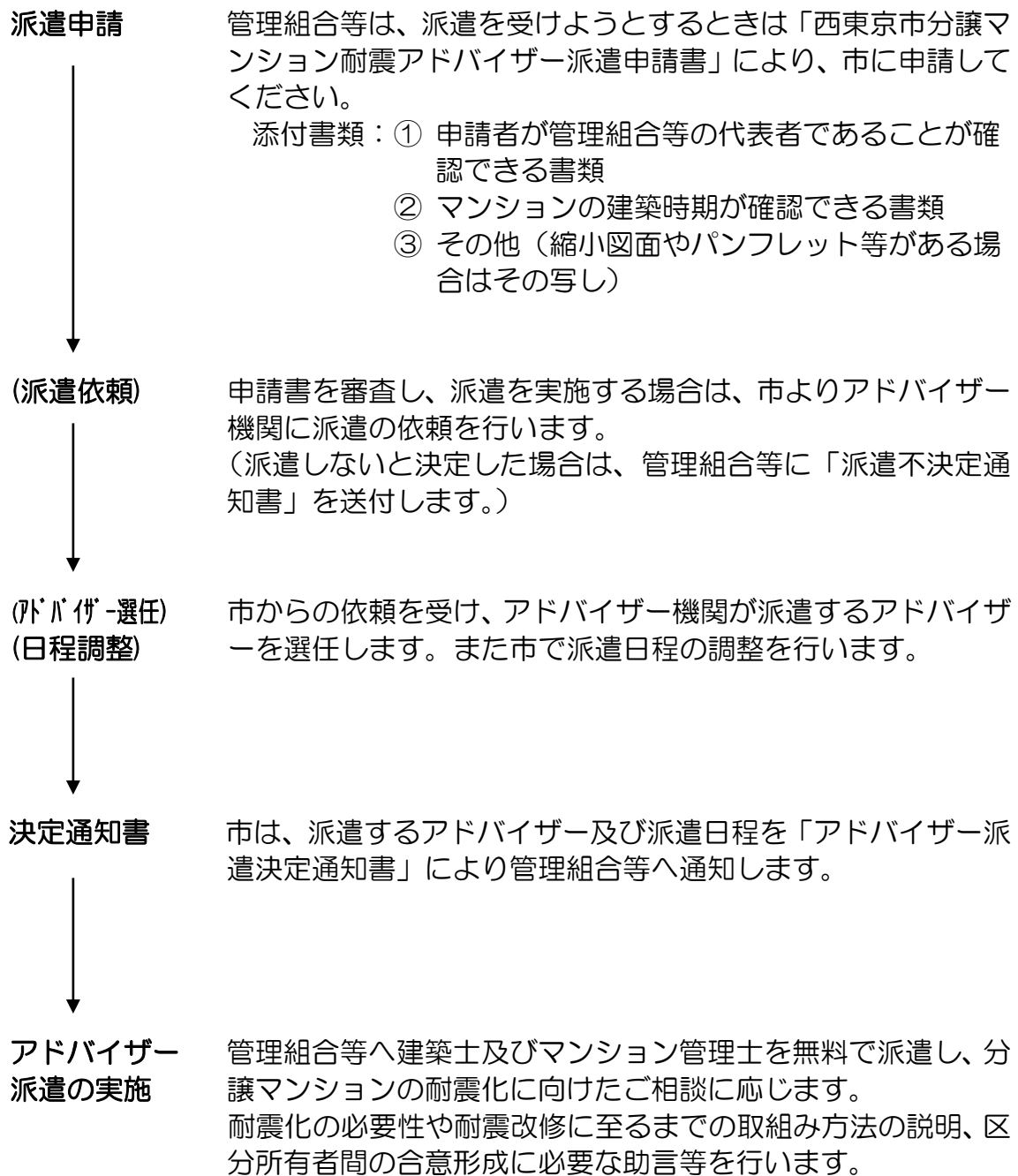
- 一般社団法人 東京都建築士事務所協会 北部支部に所属する建築士
- 一般社団法人 東京都マンション管理士会に所属するマンション管理士

お問い合わせは

西東京市まちづくり部住宅課住宅係

電話 042-438-4052

耐震アドバイザー派遣までの流れ



※必要に応じ、再度派遣を希望する場合は、再度市に派遣申請をしていただく必要があります。(派遣回数は、1年度につき3回まで)